

■平成29年度第2回（第270回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成29年6月6日（火） 午後3時15分～午後3時50分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、日野副市長、本間副市長、教育長、技監、
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、経済局長、都市局長

【議 題】（4）さいたま市企業誘致基本方針の改定について

< 提 案 説 明 >

さいたま市企業誘致基本方針の改定について、経済局から次のような説明があった。

- ・ 本件は、さいたま市企業誘致基本方針について、現行方針の期間が平成28年度までであるため、今後4年間の新方針の策定について審議いただくものである。
- ・ 新方針の策定にあたっては、平成28年度、産業展開推進本部アドバイザー会議、市内外企業アンケート調査、さいたま市産業基盤ストック等調査を実施し、調査検討に取り組んできた。
- ・ 本市は、オフィス供給不足等を原因に本社の転入超過数が減少してきている状況であり、また、補助金交付状況から示されるとおり中小企業への支援が望まれている状況にある。
- ・ さらに、人材確保・人材育成の支援の必要性や、企業活動における必要施設であるホテル・MICE施設の不足など、市内企業を取り巻く環境・社会情勢の変化、そして国による自治体への企業立地促進策における近年の動向に加え、都心近郊での食品関連分野の需要増など、調査検討を通じてあらためて本市の優位性を活かした企業誘致活動を推進していくべきということが認識された。
- ・ これら各種状況等・課題などを踏まえ、企業誘致基本方針見直しのポイントとして次の5点を設定した。
 - ① 東日本の中核都市として、広域的なビジネス拠点である強みを活かせる企業の機能・分野の誘致
 - ② 次世代成長産業の誘致
 - ③ 多様な産業が活躍できる受け皿の確保
 - ④ 専門機関との連携強化による外国企業誘致
 - ⑤ 誘致企業の継続的な支援、市内企業への支援拡充
- ・ また、追加すべき施策として次の7点を検討した。
 - A. 広域的な活動機会の提供
 - B. 食品関連分野の集積
 - C. ホテル、MICE

- D. 新たな産業集積拠点の検討
 - E. 外資系企業の2次投資
 - F. 人材確保、人材育成への支援
 - G. 販路拡大への支援
- ・ 具体的に、追加すべき施策の検討としては、見直しのポイント①「東日本の中枢都市」としてのポテンシャルをさらに高める産業の誘致施策として、企業誘致の補助金制度における補助対象に支社等の広域活動拠点機能を追加することや、見直しのポイント⑤「市内企業への支援拡充」として人材確保・人材育成などへの支援や、既存市内企業の施設老朽化、市外流出防止として補助対象に生産機能を追加するなどの検討を行った。
 - ・ 以上の見直しと施策の検討を経て、本件審議事項であるさいたま市企業誘致基本方針の改定案の内容は次のとおり。
 - ・ 「企業誘致の5つのビジョン」について、「外資系企業（2次投資）の誘致」と「東日本の業務中枢機能の集積」を加えるとともに、「多様な産業・企業が活躍しイノベーションを創出する集積拠点」とすることを掲げ、「市内企業の持続的事業活動の集積拠点」とすることを加える。
 - ・ 「企業誘致活動方針」について、「交通インフラ・まちづくりなどの都市基盤整備」、「企業ニーズを見据えた関係機関連携による産業集積拠点創出」と、「市内企業の持続的な成長発展の総合的支援」を新たに加える。
 - ・ 「誘致活動の実施計画」の、活動期間は「平成29年度から平成32年度」の4年間とする。
 - ・ また、企業誘致の推進体制については、産業展開推進本部員が内容に応じてアドバイザー会議に出席し、国内外のビジネス動向等をタイムリーに共有するなど、アドバイザー会議のさらなる活用・強化を行い、あわせて庁内連携体制を強化していく。
 - ・ 今後の進め方として、本審議を経た新方針案について6月定例会で議会報告をしたのち、アドバイザーミーティング、庁内関係機関協議、補助金制度の見直しを実施し、9月にさいたま市企業誘致基本方針、補助金要綱の改定を行いたいと考えている。

< 意見等 >

- ・ ホテル・MICE施設の不足の解消について、企業誘致の補助金制度の活用はどうか。
- 企業誘致の補助金制度は、ものづくりを中心とした企業の本社・研究開発機能を対象に補助しているもの。ホテル・MICE等機能はビジネス拠点に必要な機能であると認識しているが、ホテル、MICE施設そのものが誘致の対象というわけではないので、企業誘致の補助金制度での整理は困難と考える。ホテル・MICE施設については、別途新たな補助制度を構築することが望ましい。
- ・ 本基本方針に伴う補助制度の改定では、ホテル・MICE施設に対する拡充は図れるか。
- 本市の誘致対象であるものづくり企業に対する補助金の目的との整合性から別の

制度による財政支援などを含め、都市局など関係所管と調整を行いながら検討していく。

- ・ オフィスストック等調査の結果からはどのような方向性が示されたのか。
- 調査の結果、大宮駅西口エリアとさいたま新都心駅エリアにオフィスニーズが集中していることが明らかにされた。大宮駅としては東口よりも西口にオフィス物件が求められる傾向がデータとして示されている。都心オフィスの不足は深刻な課題であり、大型オフィス物件の立地などを促進する施策の検討が早急に求められる。
- ・ 現状企業誘致活動において、市内に立地を考えている企業案件数はどのくらいあるのか。
- 本市への相談状況からは、70 数件の希望を把握している。問い合わせ等から数年経っている企業もある。進出希望先としてはやはり大宮駅西口、さいたま新都心駅周辺といった都心オフィス需要が多い。また、近年では物流、工場関係も増えてきており、特に食品関連分野の物流や食品加工工場などの声が多く寄せられている。市内企業も施設老朽化で市外へ行くか市内に留まるか検討しているところも数件ある。
- ・ 「企業誘致活動方針（案）」の誘致重点エリアについて、北区、桜区、岩槻区内の既存の工業団地の状況は。
- ほとんど埋まっている。空きが出てもすぐ入れ替わる状態である。
- ・ 70 数件の市内立地の希望からニーズのあるエリアを把握し、検討することが重要。
- ・ いずれにせよ市内立地のニーズに対して受け皿がないことが問題。早急に検討しなければならない。
- 都市局など関係所管との調整を行いながら、規制緩和、財政支援、税制支援等を検討し、企業の受け皿となる環境整備を行っていく。

< 結 果 >

- ・ 経済局発議のさいたま市企業誘致基本方針の改定については、原案のとおり了承とする。ただし、下記の点に留意すること。
 1. 企業誘致の具体的な施策（M I C E、都心オフィスの課題）について、早急に検討の上、夏の集中審議で説明すること。

< 会 議 資 料 >

（資料）さいたま市企業誘致基本方針の改定について